

令和6年度 檜原市職員採用試験(社会人対象)受験案内

- 第1次試験 : テストセンター式総合適性検査＋専門試験
- 申込受付期間 : 令和6年11月20日(水)午前9時 ～ 11月27日(水)午後3時
- 申込方法 : インターネット (手順は後述)
- 採用予定日 : 令和7年2月1日 ※両者合意により3月1日又は4月1日 とすることも可能

※同年度内に本市が実施する他の職員採用試験と重複して申し込むことはできません。

1 募集職種・採用予定人数・受験資格など

受験資格

募集職種	採用予定人数	受験資格 (共通資格に加え以下をすべて満たす)	職務内容
建築技術職	1人程度	- 昭和62年4月2日～平成11年4月1日の間に生まれた人 - 学校教育法による高等学校、短期大学若しくは大学を卒業した又は高等学校卒業程度認定試験合格者など高等学校卒業程度の学力を有する人 - 民間企業や行政機関等における職務経験が令和6年4月1日時点で3年以上であること	公共施設の設計、維持保全、施工管理、建築指導等の業務のほか、一般行政事務に従事します。

- 表の受験資格と同等の資格があると当委員会が認める者についても、受験可能な場合があります。
- 表の受験資格のある人でも、次のいずれかに該当する人は受験できません。
 - ①禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - ②檜原市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - ③日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- 外国籍の人も受験できます。ただし、就職が制限される在留資格の人は、採用されません。なお、「公権力の行使又は公の意思の形成への参画に携わるものについては日本国籍を必要とする」という公務員の基本原則に基づき、任用される職務には一部制限があります。
- 受験者の試験成績が一定水準以下の場合は、採用人数が予定人数を下回ることがあります。
- 受験資格の要件を満たさない、申込書類の記載事項が正しくない、試験官の指示に従わない、その他不正行為等があった場合は、受験資格及び採用資格を取り消します。

職務経験期間の計算について

- 職務経験期間とは、就業規則や雇用契約等で定められた1週間の所定労働時間が30時間以上の勤務を1年以上継続した期間が該当します。
- 1ヶ月未満の日数の合計は、30日を1ヶ月として計算します。
- 休業等(育児休業、介護休業、傷病休職等)により実際の業務に従事しなかった期間が1ヶ月以上ある場合は、その期間は職務経験期間に通算されません。ただし、産前産後休暇の期間は通算されます。
- 最終合格発表後に、職務経験期間の確認等のため、職歴証明書等の提出が必要になります。

期間の計算については、この受験案内の末尾に具体例を示した資料がありますので、参照してください。

2 試験日程等

※日時・会場・試験内容等は、現時点での予定であり、変更になる場合があります。

試験	日時	試験内容	会場等
第1次試験	【全職種共通】 12月 2日(月)から 12月 8日(日)まで	テストセンター式 総合適性検査	全国各地のテストセンター (メールで案内)
	12月 7日(土)	専門試験	橿原市役所分庁舎 (橿原市内膳町1丁目1番60号)
第2次試験	1月中旬	個人面接	詳細未定 合格者に別途通知します

●合格発表の日程および方法

第1次試験:12月中旬予定 第2次試験:1月下旬予定

発表は、本市ホームページに合格者の受験番号を掲載し、可否に係わらずメールでも通知します。

●第1次試験の出題分野

【テストセンター式 総合適性検査(全職種)】		
基礎能力検査	120問択一式 回答時間60分	公務に必要な基礎的な能力を問う筆記試験です。文章読解能力、数的能力、推理判断能力、社会的な一般常識、基礎的な英語知識などの分野から出題されます。
適性検査	240問択一式 回答時間35分	社会人としての職務や職場への適性を検査します。
【専門試験】		
建築技術職	30題択一式 解答時間120分	数学・物理、構造力学、材料学、環境言論、建築史、建築構造、建築計画(都市計画、建築法規を含む。)、建築設備、建築施工などの分野から出題されます。

3 給与・勤務条件等

給与	初任給 給与月額 約185,000円～280,000円(地域手当を含む) 期末・勤勉手当(賞与に相当するもの) 約4.4か月分 6・12月支給 年収 採用2年目 約280万円～約460万円 ・ 初任給は、採用前の経歴などに応じて加算され、概ね上記の額の範囲で決定されます。 ・ 採用後は、勤務実績等による昇給があります。 ・ 通勤手当、住居手当(賃貸のみ)、扶養手当等が、諸条件により支給されます。 ・ 給与は、「橿原市の一般職の職員の給与に関する条例」等に基づき支給されます。上記の額は令和6年4月時点の参考値であり、採用までの条例改正等により、変更になることがあります。
勤務時間	8:30～17:15 (12:00～13:00は休憩時間) ただし、勤務場所によって異なる場合があります。
勤務場所	本庁舎(八木町一丁目1-18)、分庁舎(内膳町一丁目1-60)、万葉ホール(小房町11-5) その他、市内の各施設に勤務する場合があります。
休日	土・日曜日、祝日、年末年始 ただし、勤務場所によって、変則勤務となる場合があります。
休暇等	年次有給休暇(1年度20日)のほか、夏季休暇、ボランティア休暇、結婚休暇、病気休暇、子の看護休暇、短期介護休暇、女性の産休、出産に伴う男性の休暇等があります。 その他、育休や部分休業(いわゆる時短)、介護休暇、病気やケガによる休職等の制度があります。
研修	全国市町村国際文化研修所、奈良県市町村職員研修センターなどへの派遣研修のほか、庁内で企画する、人権問題研修、階層別研修などを実施しています。
福利厚生	奈良県市町村職員共済組合の健康保険に加入します。 貸付・貯金等の事業、健康講座やライフプランセミナーを実施し、生活と健康をサポートします。

4 受験申込みから第1次試験までの流れ

①本市ホームページにアクセスする



本市ホームページに記載する URL より、必要事項を入力し申込を完了して下さい。

②申込完了通知メールが届く



申込完了後、自動送信メールが届きます。

メールが届かない場合は、申込みが完了していないことがありますので、必ずお問い合わせください。

補正の指示

申込内容に不備がある場合、メール又は電話で連絡し、補正の指示をすることがあります。

③第1次試験の案内メールが届く

11月28日(木)に試験の案内メールを送信します。本文に従い、テストセンターを予約して下さい。

メールが届かない場合は、第1次試験の受験期間中に必ずお問い合わせください。

- 当方からのメールが届いていない場合は、迷惑メールフォルダ等に振り分けられている可能性があります。該当フォルダを確認するか、各プロバイダにお問い合わせください。
- テストセンターは、24時間いつでも予約ができます。ただし、システムの保守・点検等を行う必要がある場合や、重大な障害その他やむを得ない事由が生じた場合、事前の通知を行うことなくシステムを停止することがありますので、あらかじめご了承ください。
- 上記のシステム停止のほか、使用される機器や通信回線のトラブル、申込内容の不備など、応募者の事情による遅延などには、一切責任を負いません。**時間に余裕をもって手続きしてください。**

5 注意事項及び最終合格から採用まで

- 試験に関して、緊急のお知らせがある場合は、本市ホームページに掲載し周知します。
- いずれかの試験を欠席又は棄権した場合は、それ以降の試験は受験できません。
また、集合時間に遅刻した場合は、受験できないことがあります。
- 各次試験合格者には、受験資格の確認書類や、事前提出問題等を求める場合があります。
- 試験に関わる提出書類は、一切お返ししません。なお、取得した個人情報については、職員採用活動以外の目的には使用しません。また、檀原市個人情報保護条例に基づき、適正に管理します。
- 最終合格者は、職種ごとに作成される採用候補者名簿に登載し、次の区分により採用します。
 - ①採用予定者 令和7年2月1日付、または相談により3月1日付・4月1日付で採用します。
 - ②採用候補(補欠)者 有効期間中に欠員などが生じ、補充が必要であるときに限り、採用します。
(採用候補(補欠)者の有効期間は、該当者に文書で通知します。)
- この受験案内に記載している内容以外の試験に関するお問い合わせについては、一切お答えいたしません。

6 檀原市はこんな人を求めています

『檀原市人材育成基本方針』めざすべき職員像 より



市民志向

市民感覚を持ち、市民から信頼される職員

- かしはら愛（郷土愛）をもち、高い倫理観とともに市民の目線で行動する職員
- 広い視野と豊かな想像力でニーズを把握し、質の高いサービスを提供する職員
- 常に人権意識を持ち、豊かな人間性を発揮する職員

チャレンジ志向

未来感覚を持ち、誇りと喜びを感じながら果敢に挑戦する職員

- 常に変革の意識をもって新しい課題や困難な課題に果敢にチャレンジする職員
- 個性あるキャリアデザインを設定し、仕事を通じて自己実現ができる職員
- 主体的に自己啓発に努め、自らの資質・能力を向上させる意欲のある職員

経営志向

コスト感覚に優れ、豊かなコミュニケーションでマネジメントできる職員

- 高いコスト意識や経営感覚をもって政策を立案・実行できる職員
- スピード感覚をもって自らの役割を果たし、より高い組織目標を達成できる職員
- より良い人間関係を作り、主体性をもってチームに貢献する職員

<お問い合わせ>

〒634-8586 檀原市八木町1丁目1番18号 檀原市役所人事課内

檀原市職員採用試験委員会

電話 0744-22-4001（内線 131）

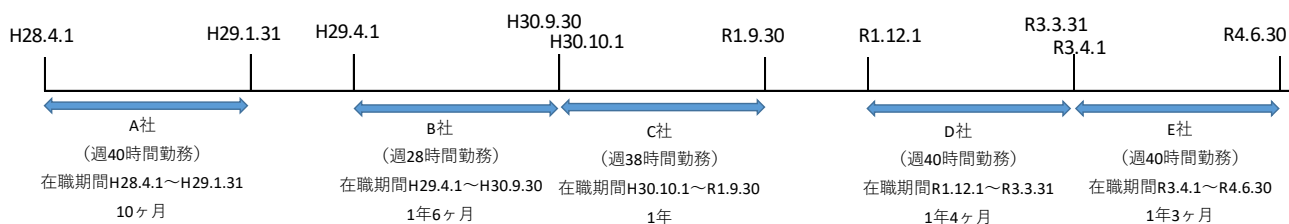
檀原市 採用

検索

受験資格の職務経験が3年以上の計算方法

以下の例を参考に、ご自身の職歴に当てはめてご確認ください。

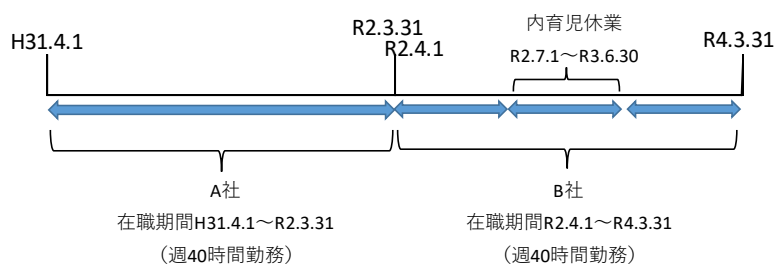
例 1



- A社：1年以上継続していないので職務経験に通算されません
- B社：週の勤務時間が30時間未満なので職務経験に通算されません
- C社、D社、E社：条件を満たすため通算されます

合計職務経験期間＝C社（1年）＋D社（1年4ヶ月）＋E社（1年3ヶ月）＝**3年7ヶ月** **受験資格 OK**

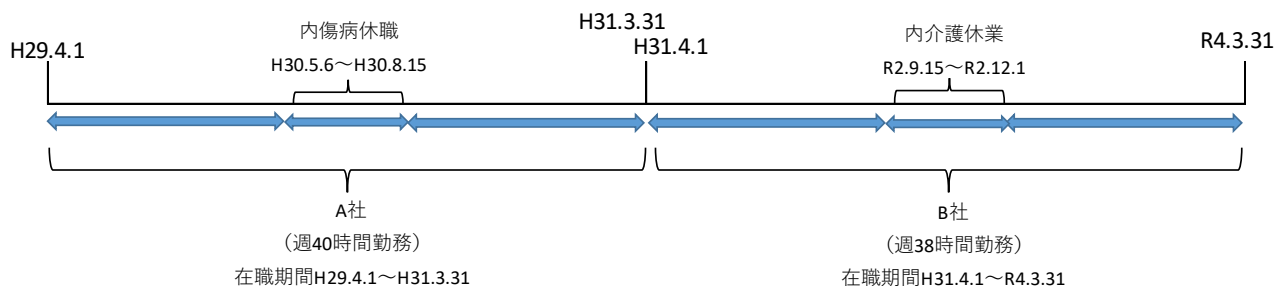
例 2



- A社：条件を満たすため通算されます
- B社：条件を満たすため通算されますが、育休期間は除かれます。

合計職務経験期間＝A社（1年）＋B社（2年－1年）＝**2年** **受験資格 NG**

例 3



- A 社、B 社：条件を満たすため通算されますが、傷病休職、介護休業の期間は除かれます。
※1 ヶ月未満の日数の合計は、30 日を 1 ヶ月として計算します。

A 社の傷病休職期間の算定

5 月…26 日、6 月・7 月…2 ヶ月、8 月…15 日

1 ヶ月未満の日を合計すると 41 日 = 1 ヶ月 11 日 → **A 社の傷病休職期間 = 3 ヶ月 11 日**

B 社の介護休業期間の算定：

9 月…15 日、10 月・11 月…2 ヶ月、12 月…1 日

1 ヶ月未満の日を合計すると 16 日 → **B 社の介護休業期間 = 2 ヶ月 16 日**

合計職務経験期間 = A 社 (2 年 - 3 ヶ月 11 日 = 1 年 8 ヶ月 19 日)

+ B 社 (3 年 - 2 ヶ月 16 日 = 2 年 9 ヶ月 14 日) = **4 年 6 ヶ月 3 日**

受験資格 OK

ご不明な場合は、お問い合わせ先までご連絡ください。